

家事援助サービス確認事項

この確認書は、公益社団法人佐伯市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の家事援助サービス（以下「本サービス」という。）を利用する利用者が利用及びその申し込みをするにあたりその一切に適用し、利用者が遵守しなければならない事項を定めるものです。

（本サービスの性質）

第1条 センターが提供する本サービスは、仕事の完成を目的とした請負契約ではなく、仕事の成否を問わず利用者の目的に沿ってセンターの技術・知識・経験等に基づき自らの裁量で作業を行う契約となります。従って、センターは善良な管理者の注意をもって利用者のご要望に沿うように誠実に本サービスを行います。本サービスの結果はご要望どおりにならない場合があることを、利用者は承諾の上で申し込むものとします。

- 2 利用者への本サービス提供は、センターの会員が行います。
- 3 利用者の都合による会員の指名・交代は原則として行いません。
- 4 利用者は、本サービスが提供の対象とする作業について、センターへの申し込みによらずに会員と直接契約及び交渉することはできません。
- 5 本サービスの実施にあたり、会員は利用者の自宅の水道・電気・ガスを使用させていただきます。その使用料は利用者のご負担となります。
- 6 本サービスの実施にあたり、会員は原則として利用者のご自宅で普段使用されている洗剤・掃除用具などの道具を使用させていただきます。ただし、利用者のご要望により、会員が本サービスのために必要な洗剤・掃除用具などの道具を持参することがあります。
- 7 本サービスの実施にあたり、センター及び会員は利用者のご要望に沿うように努力致しますが、以下のご要望にはお応えすることができません。
 - (1) 脚立又は梯子又はステップ等を使用した高所での作業や危険を伴う作業
 - (2) 専門資格の必要な作業
 - (3) 車の運転
 - (4) 医療行為
 - (5) 法令に違反する行為
 - (6) 公序良俗に反する行為
 - (7) その他、会員が実施困難と判断した作業
- 8 本サービスの実施により出たゴミ・廃棄物等は利用者にて処分して頂きます。

（事故予防のための措置）

第2条 本サービスの実施時まで、利用者は貴重品（現金・有価証券・貴金属・美術品・高価品・希少価値のあるもの等）を片付け、会員が触れることのないよう、利用者にて厳重に管理するものとします。

- 2 以下の各号に定める、やむを得ず前項の保管ができない貴重品や、その他取り扱いに注意を要するものについては、利用者が本サービス提供前にセンターまで知らせるものとします。
 - (1) 骨とう品・絵画・置物・美術品等
 - (2) 破損・故障のおそれのあるもの又は既に破損・故障しているもの

(3) 接触に注意を要するもの(例、稼働中の電化製品及び電子機器等で特に継続的に電源の供給を必要とするもの、又は生命の維持にかかわる装置など。)

(4) その他取り扱いに注意を要するもの

3 前項に利用者が違反した場合に利用者に損害が生じても、センター及び会員は責任を負わないものとします。

(会員の入室を宣言する場合)

第3条 利用者は本サービスを受ける際に会員の入室を宣言したい部屋がある場合には、事前に会員へ申し出るものとします。

(料金のお支払い)

第4条 利用者は、利用した本サービスの利用料金をセンターがあらかじめ定める方法にてセンターにお支払い頂くものとします。

(本サービスの予約)

第5条 センターは、利用者のご希望をうかがって、本サービスを提供する日時を決めます。

(本サービス実施範囲と内容の変更)

第6条 本サービスの実施は、利用者からお申込みいただいたサービス内容に従って行います。

2 利用者は、以下の各号を承諾しているものとします。

(1) 利用者が留守の時は、一切の作業は行わない

(2) 本サービスの提供時間を超えての作業は原則行わない

(3) 本サービスの提供箇所の状態によっては、事前に取り決めた時間内に完了しない場合があること

(4) 本サービスの提供箇所によっては、本サービスの提供範囲・内容について変更させて頂く場合があること

3 本サービス開始後に、原因の発生理由によらず事前にお申し込みいただいた際の想定と異なる事が発生・発覚した場合、会員から利用者にご相談の上で作業内容・時間を変更させて頂く場合があります。利用者にご相談の上で作業内容を変更した場合、利用料金の変更が発生することがありますので、必ず会員とご確認ください。

(本サービス結果確認・作業のやり直し)

第7条 利用者は、本サービス実施前に会員と本サービス箇所の状態確認・本サービス実施内容の確認を必ず行うものとします。本サービス開始後での本サービス箇所の相違などのお申し出については、センター及び会員はお受け致しかねます。

(1) 本サービス終了後、利用者は直ちに本サービス箇所の状況確認及び本サービス実施結果の確認を必ず行うこと。

(2) 前号の確認後、利用者は会員が作成する「作業日報」をご確認の上、確認欄に押印すること。

(3) 万一、本サービス実施前に確認した内容との相違や不備があった場合はその場で

会員に申し出て頂きます。

(本サービスの中止)

第8条 利用者が次の事項に該当した場合は、センターは直ちに本サービスを中止致します。

- (1) 本確認事項をお守り頂けない場合
- (2) 会員への暴行・セクシャルハラスメント・脅迫・恫喝・威嚇及び会員の名誉・身体等を傷つける言動または行為があった場合
- (3) 利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者または暴力団関係団体、その他の反社会的勢力であると判明したとき
- (4) その他、センターが本サービスを実施できまいと判断したとき

(損害賠償)

第9条 会員の過失によって、利用者が損害を被った場合、センターが加入する賠償責任保険に基づいて支払います。ただし、会員の故意又は重大な過失によって、利用者が損害を被った場合、センターは民法その他の法令で定められた範囲で損害賠償責任を負います。

- 2 前項においてセンターが損害賠償の義務を負担する範囲は、利用者が申し込んだ本サービス内容または本サービス実施時間内に会員が行った行為に限らせて頂きます。
- 3 以下に示す損害については、センターは責任を負わないものとします。
 - (1) 天災事変・法令の制定及び改廃・公権力の行使・交通機関の事故・通信の途絶・第三者の行為・その他やむを得ない事情等、会員の責めに帰さない理由から利用者が被った損害及び利用者自身の故意または過失から生じた損害
 - (2) 利用者側の個別の事情に関連して利用者自身に生じた損害
 - (3) 原因の如何を問わずセンターが本サービスを提供できなかったことから生じた利用者の損害

(個人情報の取扱い)

第10条 利用者がセンター及び会員に提供した個人情報の取扱いは、センターが定める個人情報保護方針に定めるとおりとします。

(紛争の解決)

第12条 利用者とセンターとの間で協議を要するものにつき協議が整わないとき、またはセンターと利用者との間に紛争が生じたときは、センターの所在地を管轄する地方裁判所に調停の申し立てを行い、センターと利用者双方ともこれに服するものとする。

- 2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、センターと利用者の平等の負担とする。

(その他)

第13条 センターの判断により、本サービスの全体または一部が変更または廃止される

ことがあります。本サービスの全体または一部廃止の場合には、利用者に対して契約解除予定日の1ヶ月前までに通知することにより、契約を加除することができるものとします。なお、本サービスの変更または廃止によって利用者に生じた損害については、センターは一切責任を負わないものとします。

- 2 センターは本確認事項を任意に改定できるものとします。なお、本確認事項の変更内容をセンター公式ホームページにおいて告知した後に、利用者が本サービスの利用及びその申し込みをすることによって、利用者は本確認事項の変更を承諾したものとみなします。

以上